

○飯塚市軽自動車税の課税保留等に関する取扱要綱

平成29年12月15日

飯塚市告示第355号

(目的)

第1条 この告示は、滅失、解体又は盗難等の理由により軽自動車等の所有者等が軽自動車等を現に所有又は使用していないにもかかわらず、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第69条の規定による自動車検査証の返納等又は飯塚市税条例(平成18年飯塚市条例第51号)第87条第3項の規定による申告(以下「申告」という。)がなされていない場合において、軽自動車税の課税を一時的に保留すること及び課税台帳の登録抹消を行うことにより、軽自動車税の課税を適正化することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 軽自動車等 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車をいう。
- (2) 軽自動車等の所有者等 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者をいう。
- (3) 課税保留 軽自動車税の賦課決定(地方税法(昭和25年法律第226号)第17条の4第1項第1号に規定するものをいう。)を一時的に保留することをいう。
- (4) 職権登録抹消 課税台帳に登載されている軽自動車等につき、軽自動車等の所有者等の申告によらず当該台帳の登録を抹消することをいう。

(課税保留)

第3条 市長は、課税台帳に登載されている軽自動車等が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該軽自動車等に係る軽自動車税の滞納が3年分以上連続しているものに限り、課税保留の決定をすることができる。

- (1) 解体、廃棄又は災害等により軽自動車等が滅失しているもの
- (2) 盗難、災害等により軽自動車等の所在が確認できなくなっているもの
- (3) 軽自動車等の所在が不明であるもの
- (4) 軽自動車等の所有者が死亡し、相続人が不存在又は所在不明であるもの
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に認めるもの

2 市長は、前項の決定に当たっては、軽自動車等の所有者等の住所地及び当該軽自動車等の主たる定置場等の現地確認その他の実態調査並びに軽自動車等の所有者等への申告の指導を徴税吏員に行わせなければならない。

(課税保留台帳の整備)

第4条 市長は、前条の規定により課税保留の決定をした軽自動車等の情報を適正に管理するため、次の各号に定める事項を記載した台帳を整備しなければならない。

(1) 軽自動車等の所有者等の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 軽自動車等の標識番号

(3) 課税保留の決定日

(4) 課税保留の対象となった年度

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(課税保留の始期)

第5条 課税保留は、課税保留の決定の日の属する年度の翌年度から行うものとする。

(課税台帳の登録抹消)

第6条 市長は、課税保留の決定の日の翌日から2年を経過してもなお当該決定を取り消すべき理由がないときは、当該軽自動車等につき職権登録抹消をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、軽自動車等の所有者等が次の各号に掲げる書面のいずれかを添付して申告をしたとき又は徴税吏員が地方税法若しくは同法の規定によりその例によることとされた国税徴収法(昭和34年法律第147号)の規定による質問検査権その他の職権により次の各号に掲げる書面を取得したときは、市長は、当該軽自動車等が所有又は使用されなくなった日まで遡って課税台帳の登録を抹消し、軽自動車税の賦課決定を取り消すものとする。

(1) 自動車検査証又はその写し

(2) 業者発行の解体証明書

(3) 事故・災害証明書

(4) 盗難届出書(警察署に届出され受理されたものに限る。)

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に認めるもの

(課税保留等の取消)

第7条 市長は、課税保留の決定を行った後、賦課決定を保留すべき事由が消滅したとき又は軽自動車等の所有者等より納税証明書の交付を求められたときは、遅滞

なく課税保留の決定を取り消し、職権登録抹消をしていたときは課税台帳に登載するものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。